その他告示

○文部科学省告示第百十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項及び第二項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定し、これを国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

（書跡・典籍の部）

名称及び員数	所有者
和漢朗詠集（唐紙）　二帖	国（文化庁保管）

○文部科学省告示第百十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表の下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

（絵画の部）

上欄		下欄	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者の住所
白描繪料紙墨書金光明經巻第二　一巻	昭和九年文部省告示第二十三号	物語下絵料紙金光明経巻第二　一巻	地方独立行政法人大阪市博物館機構（大阪市立美術館保管）	大阪府大阪市中央区大手前四―一―三二

（彫刻の部）

上欄		下欄	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者の住所
木造伎楽面　二十八 乾漆伎楽面　三　三十一面 （法隆寺献納）	昭和四十四年文部省告示第二百八十三号	木造伎楽面 乾漆伎楽面　二十八面　三面 （法隆寺献納）	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九

○文部科学省告示第百十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

（考古資料の部）

上欄		中欄	下欄		
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者	所有者の住所
太安萬侶墓誌　一枚 癸亥年七月六日在銘 附　真珠　四顆	昭和五十六年文部省告示第百十四号	木櫃残欠　一点	太安萬侶銅板墓誌　一枚 癸亥年七月六日の銘がある 附　真珠　四顆 木櫃残欠　一点	国（文化庁保管）	奈良県奈良市此瀬町出土